〇内 閣府. 令第

号

公益 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成十八年法律第四十九号) 第十六条の規定に基

づき、 公益社団法人及び公益財 団法人の認定等に関する法律施行規則の一 部を改正する内閣府令を次 いのよう

に定め る。

平成三十一年 月 日

内 閣総理大臣 安倍 晋三

公益 社団 法 人及び 公益財 団法 人 0 認定等に関 はする法語 律施 行 規則 の — 部 を 改 正 す る内 閣 府 令

公益社団法人及び公益財団法 人の認定等に関する法律施 **行規則** (平成十九年内閣府令第六十八号) の 一 部

を次のように改正する。

次 0) 表 に より、 改 Ē 前 欄 に掲 げ る規定の傍線を付 た部分をこれに対応する改正後欄に掲げ る規定 の傍線

を付 した部分のように改める。

	備考 表中の [] の記載は注記である。
[4~8 同上]	[4~8 略] とが見込まれるものに限る。) 財産から生じた果実については、相当の期間内に費消するこ
保有している資金あって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産で[一〜五 同上]	保有している資金(第一号、第二号、前号又は本号に掲げるあって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産で[一〜五 略]
(遊休財産額) (遊休財産額) である。 (遊休財産額) (遊休財産額) (遊休財産額)	(遊休財産額) (遊休財産額)
改正前	改 正 後

附 則

施 行 期 日

 \mathcal{O} 府 令は、 公布

1

経 過 措 置

0) 日 から施行する。

2 \mathcal{O} 府令による改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第二十二条第三

(公益社団 人及び公益財 寸

法

人の

認定等に関する法律第二条第三号に規定

法人の 施 行 日前 記に開始 した事業年度に生じた果実につい ては、 なお従前 の例に よる。

す

,る公益:

法

人をい

う。

以下

同 Ü

 \mathcal{O} 施

行 日

以 後 K 開 始

す

る事

業年

度に

生じ

た果実に

つい

· て 適

用

公益

項第六号の

規定は、

公益

法人

法

- 3 -